

竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第17号 

竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

12月14日(金)

みんなで

第8回口頭弁論を傍聴しましょう！

☆今回の裁判は、午前11時30分開廷です！

出発時間： 12月14日(金) 午前 10:10

集合場所： 御船町スポーツセンター駐車場付近



マイクロバスを用意いたします。

第8回口頭弁論傍聴日程

10:10 集合・出発

10:50 到着・門前集会

11:30 口頭弁論 熊本地裁

(口頭論終了後バスの中でミニ報告会を開催します)

13:00 御船着・解散

*今回の裁判は会場の都合上、門前集会で裁判資料の配布と説明をいたします。

集合場所の地図



今回の口頭弁論は、私たちの主張に対して町からの反論がある予定です。また、私たちも竹バイオマス問題に関する時系列をまとめた年表を裁判所に提出する予定です。

お互いの書面の提出もそろそろ終わり、次は、証人調べに関する手続きなどが予想されます。

裁判は終盤を迎えつつあります。

大変重要な裁判ですので、ぜひ傍聴に行きましょう！

…大切にしたいこと…

・竹バイオマス問題の真相究明

・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

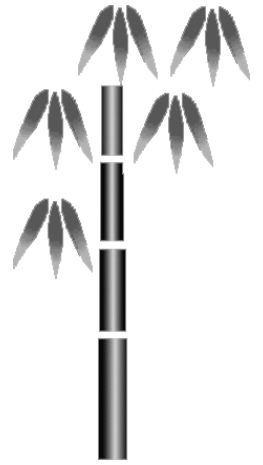
御船竹資源開発(株)社長が

補助金適正化法違反事件で罰金刑確定！

マスコミでも取り上げられ、ニュース・レター16号でも取り上げた御船竹資源開発社長による補助金流用事件ですが、有罪判決の内容が明らかになりました。

会社に罰金30万円！ 社長本人に罰金20万円です！

流用額約1500万円に比べ、大変少額の罰金ですがこれはあくまでも刑事罰。違法行為による補助金流用の事実が確定しましたので、町は流用した本人に、流用額の返還を求めなければなりません！



私たちの税金を少しでも取り戻すために…

11月30日、住民団体から町長及び議会に対して、補助金を流用した会社役員個人に、流用した補助金の返還を求める法的措置をとるよう、要望書が提出されました。

会社が、約3億円の補助金全額を返還すべきであること自体は現時点でも何ら変わるところはありません。しかし、今回の有罪判決確定により、補助金を事業の目的以外に流用したことが、「補助金適正化法違反」という犯罪行為にあたるということが明らかになりました。

犯罪行為により税金が不正に流用され、損害が発生したという事実に対して断固たる姿勢を示し、地方自治体としての責務を果たすために、御船町は、補助金を流用した個人に対して、「損害賠償請求」を行わなければなりません。



補助金を流用されたのは御船町です。本来であれば、告発自体が町の仕事でしたが、告発をしませんでした。

犯罪行為が認定された今、当然御船町はやるべき事をやらなければなりません！

平成24年度 ご支援のお願い！

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)
(振込先)【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会】

* ぱるる口座をお持ちの方は、ATMを利用してぱるる口座から振込みされますと手数料は無料です。

詳しいお問い合わせは、会事務局 電話:090-4473-7798 住所:御船町御船1033-2まで。